

## 1 事業名

所沢都市計画事業狭山ヶ丘駅東口土地区画整理事業施行に関する条例等の一部改正

## 2 事業の概要

民法の一部改正により法定利率が令和 2 年 4 月 1 日から変動制になることに伴い、土地区画整理法施行令が一部改正されたことなどから、清算金に係る利率等について、所要の改正を行うものである。

### 【改正概要】

- (1) 清算金に係る利率について、年 6 パーセント以内から法定利率以内とする。
- (2) 土地区画整理法の引用条項を整備する。

## 3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

民法、土地区画整理法、土地区画整理法施行令

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

### 添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第27号 所沢都市計画事業狭山ヶ丘駅東口土地区画整理事業施行に関する条例等の一部を改正する条例

◎所沢都市計画事業狭山ヶ丘駅東口土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正（第1条関係）

（換地を定めない宅地等の清算金）

第25条 法第90条、第91条第4項、第92条第3項又は第95条第6項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めなくて金銭で清算する場合における清算金は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。

（清算金の分割徴収又は分割交付）

第27条 略

2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における清算金に付すべき利子の利率は、次の各号に掲げる清算金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利率とし、第1回に分割徴収し、又は分割交付すべき日の翌日から付するものとする。

(1) 分割徴収する清算金 法第103条第4項の規定による換地処分  
の公告の日の翌日における普通地方長期資金（財政融資資金の管理  
及び運用の手續に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号）第  
15条第2項に規定する普通地方長期資金をいう。）の貸付利率の  
うち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率（当該利率が  
法第103条第4項の規定による換地処分  
の公告の日の翌日における法定利率を超えるときは、当該法定利率とする。）

ア～エ 略

(2) 分割交付する清算金 法第103条第4項の規定による換地処分  
の公告の日の翌日における法定利率

3～9 略

（換地を定めない宅地等の清算金）

第25条 法第90条、第91条第3項、第92条第3項又は第95条第6項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めなくて金銭で清算する場合における清算金は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。

（清算金の分割徴収又は分割交付）

第27条 略

2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における清算金に付すべき利子の利率は、次の各号に掲げる清算金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利率とし、第1回に分割徴収し、又は分割交付すべき日の翌日から付するものとする。

(1) 分割徴収する清算金 法第103条第4項の規定による換地処分  
の公告の日の翌日における普通地方長期資金（財政融資資金の管理  
及び運用の手續に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号）第  
15条第2項に規定する普通地方長期資金をいう。）の貸付利率の  
うち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率（当該利率が  
年6パーセントを超えるときは、年6パーセントとする。）

ア～エ 略

(2) 分割交付する清算金 年6パーセント

3～9 略

◎所沢都市計画事業狭山ヶ丘土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正（第2条関係）

（換地を定めない宅地等の清算金）

第25条 法第90条、第91条第4項、第92条第3項又は第95条第6項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めなくて金銭で清算する場合における清算金は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。

（清算金の分割徴収又は分割交付）

第27条 略

2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における清算金に付すべき利子の利率は、次の各号に掲げる清算金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利率とし、第1回に分割徴収し、又は分割交付すべき日の翌日から付するものとする。

- (1) 分割徴収する清算金 法第103条第4項の規定による換地処分  
の公告の日の翌日における普通地方長期資金（財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号）第15条第2項に規定する普通地方長期資金をいう。）の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率（当該利率が法第103条第4項の規定による換地処分  
の公告の日の翌日における法定利率を超えるときは、当該法定利率とする。）

ア～エ 略

- (2) 分割交付する清算金 法第103条第4項の規定による換地処分  
の公告の日の翌日における法定利率

3～9 略

（換地を定めない宅地等の清算金）

第25条 法第90条、第91条第3項、第92条第3項又は第95条第6項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めなくて金銭で清算する場合における清算金は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。

（清算金の分割徴収又は分割交付）

第27条 略

2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における清算金に付すべき利子の利率は、次の各号に掲げる清算金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利率とし、第1回に分割徴収し、又は分割交付すべき日の翌日から付するものとする。

- (1) 分割徴収する清算金 法第103条第4項の規定による換地処分  
の公告の日の翌日における普通地方長期資金（財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号）第15条第2項に規定する普通地方長期資金をいう。）の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率（当該利率が年6パーセントを超えるときは、年6パーセントとする。）

ア～エ 略

- (2) 分割交付する清算金 年6パーセント

3～9 略

◎所沢都市計画事業所沢駅西口土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正（第3条関係）

（清算金の分割徴収又は分割交付）

第27条 略

2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付するときにおける清算金に付すべき利子の利率は、次の各号に掲げる清算金の区分

（清算金の分割徴収又は分割交付）

第27条 略

2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付するときにおける清算金に付すべき利子の利率は、次の各号に掲げる清算金の区分

に応じ、それぞれ当該各号に定める利率とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。

- (1) 分割徴収する清算金 法第103条第4項の規定による換地処分  
の公告の日の翌日における普通地方長期資金（財政融資資金の管理  
及び運用の手續に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号）第  
15条第2項に規定する普通地方長期資金をいう。）の貸付利率の  
うち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率（当該利率が  
法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日におけ  
る法定利率を超えるときは、当該法定利率）

ア～エ 略

- (2) 分割交付する清算金 法第103条第4項の規定による換地処分  
の公告の日の翌日における法定利率

3～9 略

に応じ、それぞれ当該各号に定める利率とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。

- (1) 分割徴収する清算金 法第103条第4項の規定による換地処分  
の公告の日の翌日における普通地方長期資金（財政融資資金の管理  
及び運用の手續に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号）第  
15条第2項に規定する普通地方長期資金をいう。）の貸付利率の  
うち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率（当該利率が  
年6パーセントを超えるときは、年6パーセント）

ア～エ 略

- (2) 分割交付する清算金 年6パーセント

3～9 略